

【環境課からのお知らせ】 令和9年4月からプラスチック資源の回収がスタートします！

それに先駆けて、**令和7年8月から 実証試験**を行います。

実証試験の開始日

- ・ 令和7年8月から

回収場所

- ・ リサイクルステーション(毎月第一日曜日、午前9時～11時)
- ・ きらきらエコハウス(毎週水曜日、午前9時30分～正午)

資源回収場所の
情報はこちらから



回収品目

- ・ プラスチック製容器包装、プラスチック製品が対象です。
- ・ (※ ペットボトル・発泡トレイは今まで通りの回収を行います。)

回収方法(ペットボトルや発泡トレイ回収と同様)

- ・ 分別収集。 集場所に回収ネットを設置します。
- ・ プラスチック製容器包装とプラスチック製品をそれぞれ指定されたネットに投入してください。

出し方のルール

1. 中身をきれいにしてください。
汚れや油が付いていると回収できません。着いた汚れは軽く洗い流しましょう。
汚れがひどく取れないものは、燃やすごみで出してください。
2. 乾燥させてから出してください。
湿った状態で捨てると、カビや臭いの原因になります。



注意事項 **ポイント！**

プラスチック製容器包装の識別表示(プラマーク)  ←こちらのマークが付いているかを確認してください。プラスチックに覆われていても内部に機器が使われている物や金属が付いたものは収集しません。リチウムイオン電池等が使われた製品は絶対に投入しないで下さい。

収集できないもの

- 電池や充電などで使用するもの
- ゴムや金属などプラスチック以外の素材が使われているもの
- 汚れがひどいもの
- 会社や商店など事業所から出されたもの
- 一辺の長さが 50 cm以上の物や厚さが 5 mmを超えるもの



スマートフォン・充電器・携帯扇風機・電子たばこ など

プラスチック製容器包装の製品(例)



色付きの
発泡トレイ



卵のパック



とうふの容器
(汚れを落としたもの)



空のレジ袋



お菓子の袋
(汚れを落としたもの)



ペットボトル
キャップ(ふた)



製品の
包装フィルム



シャンプーや洗剤な
どの詰め替え容器
すすいで中をきれいにする

その他のプラスチック製の「容器」と「包装」の例

電化製品の容器(プラ部分のみ) ・ パン、ラーメン、冷凍食品の袋(汚れを落としたもの)
緩衝材(発泡スチロール以外) ・ お菓子、冷凍食品の仕切りトレイ(汚れを落としたもの)など

プラスチック製品:プラスチックのみでできた製品

(一辺の長さが 50 cm未満、厚さ 5 mm未満のもの)



バケツ・洗面器
(汚れを落としたもの)



プラ製食器(茶碗・
コップ・お皿)
(汚れを落としたもの)



スプーン・フォーク
(汚れを落としたもの)



食品保存容器
(汚れを落としたもの)



プラスチック製
ストロー



衣装用洗濯用
ハンガー

その他のプラスチック製品の例

じょうろ、ちり取り(ゴム部分は取り除く)、ヘアブ
ラシ、ごみ箱(汚れを落としたもの)、歯ブラシ、
かご(持ち手もプラスチックのもの)、文房具(定
規、下敷き、クリアファイル)、CDケース、ジップ
付き保存袋(汚れを落としたもの) など

出典：経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

<リサイクルで資源を有効活用できます>

汚れたプラスチック製品が混じると回収効率が低下します。ルールを守り、廃棄物の
削減と資源の有効活用にご協力をお願いします。

問合せ先:美濃加茂市 産業振興部 環境課 TEL:0574-25-2111(内線 303・306)

